

平成２９年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等

平成３０年６月１４日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成２９年度における近畿地区（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の２府５県）の景品表示法の運用状況等は、次のとおりである。

第１ 景品表示法違反事件の処理状況

１ 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所（以下「近畿事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

平成２９年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が２件、指導が６件の計８件であった（平成２９年度の処理事件は、別紙参照）。

表１ 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	２８年度	２９年度	２８年度	２９年度	２８年度	２９年度	２８年度	２９年度
表示事件	２	２	０	０	９	５	１１	７
景品事件	０	０			１	１	１	１
合 計	２	２	０	０	１０	６	１２	８

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 ０６－６９４１－２１７５（直通）

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

2 表示事件

平成29年度に処理した表示事件は7件(近畿事務所における事件処理件数全体の約88%)であり、優良誤認(景品表示法第5条第1号)が6件、有利誤認(景品表示法第5条第2号)が1件であった。

平成29年度において、①自動車の車検サービス費用に係る不当な二重価格表示及び期間限定表示並びに②下着の痩身効果に係る不当表示について、近畿事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

(単位：件)

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
優良誤認 (第5条第1号)	0	1	0	0	6	5	6	6
有利誤認 (第5条第2号)	0	1	0	0	2	0	2	1
おとり広告告示等 (第5条第3号)	2	0			1	0	3	0
合 計	2	2	0	0	9	5	11	7

3 景品事件

平成29年度に処理した景品事件は1件(近畿事務所における事件処理件数全体の約13%)であり、総付景品告示に係るものであった。

表3 景品事件の内訳

(単位：件)

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
懸賞景品告示	0	0	1	0	1	0
総付景品告示	0	0	0	1	0	1
合 計	0	0	1	1	1	1

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置(注)

平成29年度に行った指導は4件であった。

(注) 平成26年12月に施行された景品表示法の改正法の規定により、事業者は、景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこととされた。消費者庁は、①事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るた

め必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

平成29年度に受け付けた相談件数は416件であった。具体的な相談内容としては、①景品類を提供する際の取引価額や提供限度額に関する相談、②商店街やショッピングモール等における共同懸賞に関する相談、③食品の表示に関する相談、④商品の効果・性能の表示に関する相談、⑤いわゆるナンバーワン表示に関する相談、⑥商品の原産国表示に関する相談等が挙げられる。

なお、景品類に関する相談については、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した懸賞企画に関するものなども見られた。

2 景品表示法に関する講師派遣等

平成29年度において、事業者団体が開催する講習会に、計4回講師を派遣した。

また、大阪市（平成29年7月）及び京都市（平成29年11月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法の内容を説明するセミナーを計2回開催したほか、消費者団体等からの依頼に応じ、福井県大野市、同県勝山市、京都府宇治市（2か所）、同府亀岡市、大阪府八尾市、神戸市（4か所）、兵庫県西宮市、同県芦屋市、同県宝塚市、同県加西市、同県たつの市、奈良県御所市、和歌山市（3か所）及び和歌山県海南市において開催されたセミナーに計20回講師を派遣した。

一般消費者等を対象としたセミナーにおいては、景品表示法に係る違反事例を数多く紹介することにより、不当表示に気を付けるよう注意喚起を行った。



亀岡消費者大学（京都府亀岡市）（平成29年9月29日）

3 関係行政機関との連携

不適切な食品表示に関する監視強化等の観点から、大阪市において開催された「近畿地域食品表示連絡会議」（平成29年11月）に参加し、また、奈良市において開催された「消費者行政ブロック会議（近畿ブロック）」（平成29年10月）及び大阪市において開催された「景品表示法ブロック会議（近畿ブロック）」（平成29年6月及び10月）に参加し、食品表示の適正化に向けた取組や消費者行政に対する課題等について情報共有を図るなど、近畿地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

1 措置命令

(1) 優良誤認（景品表示法第5条第1号）

事件名	事 件 概 要
株式会社SAKLIKIT (29.12.14)	株式会社SAKLIKITは、「CC+ DOWN LEGGINGS（シーシープラス ダウンレギンス）」と称する下着（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年5月17日から平成29年4月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて「何もしなくても24時間絶食状態！！ 異常なスピードで体重が落ちる！！ その威力はたった3日で-5kg減量！ 7日後・・・-10kg 10日後・・・-14kg 21日後には下半身だけじゃない！？ 全身の脂肪が痩せていく！！ ↓↓↓」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「78kg⇒56kg！！ 体重-22kg減！！」 「ただレギンスを履くだけで・・・ ①ミクロ単位の骨盤矯正 ↓↓↓ ②強制循環呼吸法 ↓↓↓ ③脂肪の無限∞燃焼 ↓↓↓ ④毒素の大量排出 この4stepで 365日・・・ 脱ぎ捨てるまで痩身スパイラルが止まらない」 「14日以内に全身の脂肪を削ぎ落とす！！ >>14日間着用<<」と記載するとともに人の腹部を比較した画像を掲載した上で「体重64kg⇒43kg 体重-21kg減 体脂肪率⇒驚異の9%」 「体型が激変した体験者は 既に300名を超えています」と記載した上で「◎最低体重記録を更新しました！ 柴田茜様（29歳）3週間着用」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「61kg⇒43kg >>-18kg<< 出産を期に15kg太ってしまいました。5年くらい何をしても全く落ちなかったのに・・・ CC+ダウンレギンスを履き始めたら、ここ数年の最低体重記録を更新しました。」などと記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に当該資料を提出しなかった。

事件名	事 件 概 要
	【表示例】 何もしなくても 24時間絶食状態!! 異常なスピードで 体重が落ちる!! その威力は たった3日で -5kg減量! 7日後・・・-10kg 10日後・・・-14kg 21日後には 下半身だけじゃない? 全身の脂肪が 痩せていく!! ↓↓↓  78kg⇒56kg!! 体重-22kg減!! (注) 本事件の詳細については, http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/dec/171214_3.html

(2) 有利誤認（景品表示法第5条第2号）

事件名	事 件 概 要
コスモ石油販売株式会社 (29.5.12)	コスモ石油販売株式会社は、自ら運営する「コスモ石油サービスステーション」と称する店舗のうち5店舗において自動車の車検サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年9月26日から平成28年11月19日までの間、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「2015年10月末日までに車検ご予約または実施されたお客様は 検査費用 通常検査費用14,040円 今がチャンス 8,640円」と記載することにより、あたかも、「通常検査費用」と称する価額は、当該チラシに記載の店舗において本件役務について通常提供している価格であり、記載の期限までに本件役務の提供を受けることを予約した又は受けた場合に限り、「検査費用」と称する価額で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。 実際には、「通常検査費用」と称する価額は、平成26年3月以降、当該チラシに記載の店舗において提供された実績のないものであり、平成27年9月26日から平成28年11月30日までの期間において、「検査費用」と称する価額で本件役務が提供されるものであった。 【表示例】  (注) 本事件の詳細については、 http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/may/170512_3.html

2 主要な指導事件

(1) 表示事件

優良誤認（景品表示法第5条第1号）

事 件 概 要
A社は、○と称するブランドの衣料品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、ウェブサイトにおいて、△は、□国に生産拠点を置くブランドです、◎年の設立以来、高品質な肌着を生産し続け、●年代頃より□国内だけではなく▲国や■国などでも名を知られるようになり、豊富なカラー展開、シャツのバリエーションの多さでも人気を集めているブランドですなどと記載することにより、あたかも、本件商品が□国、▲国、■国等において人気を集めているブランドの商品であるかのように示す表示をしていたが、実際には、日本国内でのみ販売されている商品であった。
B社は、石鹼（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、ウェブサイトにおいて、気がつけばムダ毛永久脱毛、体を洗うだけなのに・・・衝撃的です、「ムダ毛が一生生えなくなった」と使用者が大絶賛、確実なまでの永久脱毛肌へなどと記載することにより、あたかも、本件商品を用いて体を洗うだけで、体毛が永久に生えなくなるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示どおりの効果があるとまでは認められないものであった。
C社は、靴（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、ウェブサイトにおいて、本革 L e t h e r、本革で深まる、本革独特の柔らかさで足を優しく包み込み、贅沢な質感が貴方を虜にさせる、素材 アッパー：天然皮革（牛革）ソール：合成底 と記載することにより、あたかも、本件商品は、牛革の天然皮革のみを用いた靴であるかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品の一部商品の甲皮に使用されている素材は、牛革の天然皮革のみを用いたものではなかった。

（注）指導事件については、表示内容等を一部加工して記載（以下同じ。）。

(2) 景品事件（総付景品告示）

事 件 概 要
D社は、着物等を販売するための展示会に来場した者に対して、「ご来場御礼プレゼント」と称して、①景品 a（税込み○円相当）、②景品 b（税込み△円相当）又は③景品 c（税込み□円相当）のいずれか1点をもれなく提供すること、及び「ご予約プレゼント」と称して、当該展示会前日までに予約をして同展示会に来場した者に対して、もれなく景品 d（税込み◎円相当）を提供することを企画し、これを実施した。 本件企画により提供できる景品類の金額は、取引価額（注）の10分の2の金額（当該金額が200円未満の場合にあつては、200円）の範囲内であるところ、本件景品類全ての金額は、それぞれ、この範囲を超えるものであった。

（注）購入を条件とせずに、店舗への入店者に対して景品類を提供する場合の「取引の価額」は、原則として、100円となるが、当該店舗において通常行われる取引の価額のうち最低のものが100円を超えると認められるときは、当該最低のものを「取引の価額」とすることができる。

景品表示法による規制の概要

<表示>

優良誤認 (第5条第1号)	商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示
	不実証広告規制(第7条第2項) 優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該表示は不当表示とみなす。
有利誤認 (第5条第2号)	商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示
誤認されるおそれのある表示 (第5条第3号)	商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であつて内閣総理大臣が指定するもの 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示 2 商品の原産国に関する不当な表示 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 4 不動産のおとり広告に関する表示 5 おとり広告に関する表示 6 有料老人ホームに関する不当な表示

<景品>

一般懸賞 (昭和52年 告示3号)	→	懸賞に係る 取引の価額	景品類限度額	
			最高額	総 額
			5, 0 0 0円未満	取引の価額の2 0 倍
5, 0 0 0円以上	1 0 万円			
共同懸賞 (昭和52年 告示3号)	→	景品類限度額		
		最高額		総 額
		取引の価額にかかわらず 3 0 万円		懸 賞 に 係 る 売 上 予定総額の3 %
総付景品 (昭和52年 告示5号)	→	取引の価額	景品類の最高額	
		1, 0 0 0円未満	2 0 0 円	
		1, 0 0 0円以上	取引価額の2 / 1 0	
業種別 景品告示 (4業種)	→	1 新聞業		
		2 雑誌業		
		3 不動産業		
		4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業		

○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつてい

る場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

（指導及び助言）

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。